

令和3年1月

総 会 議 事 録

萩市農業委員会

令和3年1月総会

## 萩市農業委員会総会議事録

1月19日(火) 午前9時30分 開会 場所 萩市役所大会議室

### ○提出議案

- 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について  
議案第2号 空き家に附属する農地の指定について  
議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について  
議案第4号 農地法第4条第1項第9号の規定による届出について  
議案第5号 農地法第18条第6項の規定による通知について  
議案第6号 現況確認書の交付について

### ○出席委員(16名)

欠席	佐伯泰資	欠席	品川民雄
3番	吉村剛	4番	守永正範
5番	原田知美	6番	田村廣
7番	小野村壽美夫	8番	烏田茂夫
9番	矢次利典	10番	岡崎弘明
11番	藤田芳昭	12席	中村博和
13番	原川久美子	14番	松田由美子
15番	長富繁美	16番	鈴川肇
17番	尾木武夫	18番	片岡兼雄

### ○議事録署名委員

3番 吉村剛 16番 鈴川肇

### ○議事

事務局長 只今から、令和3年1月萩市農業委員会総会を開催いたします。農業委員会委員18名中、16名の出席があり、萩市農業委員会議事規則第8条の規定により総会が成立したことを報告します。

本日の議長は、萩市農業委員会議事規則第5条の規定により会長にお願いします。

会 長 開会のあいさつ

議 長 これより議事に入ります。

議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 それでは、議事録署名委員は、3番 吉村委員、16番 鈴川委員  
をお願いいたします。

なお、会議書記は事務局職員にさせます。

議 長 議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」  
を議題に供します。事務局は第1項の説明をお願いします。

事 務 局 それでは、議案第1号第1項について説明いたします。議案は2  
ページです。

(スクリーンに位置図を表示)

申請地は、●●●、地目は登記・現況とも田、面積3,394㎡  
外22筆、合計24,095㎡で、田の面積が19,825㎡、畑  
の面積が4,270㎡です。

譲受人は、●●●の●●●さんで、耕作面積は141,917㎡  
で、権利の種類は、所有権移転で贈与です。譲渡人は●●●の●●  
●さんです。

申請の理由ですが、譲渡人の●●●さんは、高齢のため、耕作が  
困難なことから申請地を譲り渡すことを考えており、譲受人の●●  
●さんは、親戚関係であることから、農地を譲り受け耕作するため、  
本申請に至ったものです。

譲受人の●●●さんは、年齢●●●歳で、田が約14町、畑が約  
2反のあわせて約14町2反の農業経営に従事されており、主に水  
稻栽培されています。年間農作業従事日数は、ご本人が150日、  
旦那さんが300日、息子さんが250日となっています。

次に場所ですが、現地については、1月7日、●●●地区担当の  
●●●委員さん、●●●委員さん、●●●推進委員さん、●●●推  
進委員さん、事務局で確認しました。

申請地は、●●●から北西に、約1.4kmの地点にあり、700m離れた場所と、2箇所に分かれています。図面が分かれますが、着色した箇所となります。●●●さんの自宅から1.5kmです。1枚目の図面ですが、申請地がこの辺に分かれています。ここが●●●でございます。広域農道の2車線の道路が走っておりまして、ここに●●●が走っています。譲渡人の●●●さんの家がこの辺で、●●●さんの家がこちらになります。

2枚目になりますが、先ほどの箇所がこの辺になります。こちらが●●●になります。●●●を挟んで反対側に2筆ほどございます。

営農計画ですが、申請地ではこれまで、不作付けの年もありましたが、権利取得後は水稻、野菜を栽培されます。水稻は主にJAに出荷されています。

農機具の保有状況は、軽トラック2台、耕運機1台、トラクター3台、田植機1台、コンバイン1台、噴霧器1台、防除機2台、乾燥調製機械1式、フォークリフト1台を保有されています。

以上、農地法第3条第2項各号には該当がないため、許可要件をすべて満たしています。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 説明が終わりました。●●●地区の委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議長 はい、●●●委員をお願いします。

第14番 この件につきまして、1月7日大雪の中、●●●委員さん、●●●推進委員さん、●●●推進委員さん、事務局とで現地確認をしました。ここはかなり面積が広いのですが、●●●さんは、●●●推進委員さんの奥さんになります。●●●さんのほうが一手に引き受けられるということでした。何枚か草の生えた状態でしたが、春になったらきれいに手入をして耕作するということでした。以上です。よろしく申し上げます。

議長 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質問、意見なし)

議長 それでは採決いたします。第1項について、原案のとおり決定す

ることに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、第1項は原案のとおり決定いたしました。

議 長 事務局は第2項の説明をお願いします。

事 務 局 それでは、第2項について説明いたします。議案は3ページです。

(スクリーンに位置図を表示)

申請地は、●●●、地目は登記・現況ともに田、面積517㎡外12筆、合計4,357㎡で、田の面積が3,705㎡、畑の面積が652㎡です。

譲受人は、●●●の●●●さんで、耕作面積は9,994㎡です。権利の種類は所有権移転で売買です。譲渡人は、●●●の●●●さんです。

申請の理由ですが、譲渡人の●●●さんが、高齢のため、維持管理が困難なことから、親戚関係の●●●さんに話をされて、●●●さんも、規模拡大を検討されていたことから合意に至り、双方連名により本申請に至ったものです。

譲受人の●●●さんは、年齢●●●歳で、●●●で田が約1町の農業経営に従事されており、年間農作業従事日数は、ご本人が300日、奥さんが300日となっています。

次に場所ですが、現地等については、1月7日、●●●地区担当の●●●委員さん、●●●委員さん、●●●推進委員さん、事務局で確認しました。

申請地は、●●●から、南へ約4.6kmの地点にあり、●●●から分岐した●●●に沿って、約700mの間に点在しています。図面が複数枚になりますが着色した箇所となります。●●●さんの自宅から約30kmで、自家用車で通作されます。

これが●●●でございます。こちらが●●●から●●●の方に上がっていく感じですが、トンネルを出て、●●●から入って行き、最初にこの1箇所でございます。それからこの次でございます。●●●さんの家がこの辺にあります。●●●がこの辺にあるかと思いますが、ずっと入って行って、1箇所目と2箇所目がこの辺りに固まっております、この道をずっとまわって行けるようですがこちら

にもございます。

営農計画ですが、取得後は山菜、ミョウガ、ラッキョウ、果樹等を栽培される予定です。

農機具は、耕運機1台、管理機1台、草刈機1台を保有されています。

以上農地法第3条2項各号には、該当がないため、許可要件をすべて満たしています。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。●●●地区の委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議長 はい、●●●委員をお願いします。

第4番 この件につきましては、1月7日、先ほど●●●委員が言われたように、大雪の中行って参りました。事務局2名、●●●委員、●●●推進委員、それと土地所有者の●●●さんの関係者3名と現地確認を行いました。内容につきましては今事務局が説明したとおりです。先ほど事務局から説明があったとおり、●●●さんは●●●歳で、高齢で身体が悪く、また息子さんが一人おられますが、独身で身体が悪く、農業が出来ない状態でございます。譲受人の●●●さんは、●●●さんの実の弟さんで、●●●で農業をされておられます。高冷地で農業をしたいという希望があるということで、引き受けたそうです。又、面積が非常に少ないところがあって、多少荒れている関係もあります。この現状はそのままでおくということです。以上です。

議長 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質問、意見なし)

議長 それでは採決いたします。第2項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、第2項は原案のとおり決定いたしました。

議 長 事務局は第3項の説明をお願いします。

事務局 それでは、第3項について説明いたします。議案は3ページです。

(スクリーンに位置図を表示)

申請地は、●●●、地目は、登記・現況ともに田、面積2,965㎡外1筆、合計5,062㎡で、田の面積が5,062㎡です。

譲受人は、●●●の●●●さんで、耕作面積は16,493㎡です。権利の種類は所有権移転で売買です。譲渡人は、●●●の●●●さんです。

申請の理由ですが、譲渡人の●●●さんは、維持管理が困難なことから、●●●さんに話をされて、●●●さんも売買に同意されたことから合意に至り、双方連名により本申請に至ったものです。

譲受人の●●●さんは、年齢●●●歳で、田と畑で、約1町6反の農業経営に従事されており、年間農作業従事日数は、ご本人が250日、奥さんが200日となっています。

次に場所ですが、現地等については、12月21日、●●●地区担当の●●●委員さん、●●●推進委員さん、事務局で確認しました。

申請地は、●●●から、北西へ約3.4kmの地点にあり、着色した箇所となります。●●●さんの自宅から0.5kmです。

●●●がこちらに通ってしまして、●●●に抜ける道がございますがその途中でございます。●●●の集落はこの辺で、その前に農地が広がっております。その内の2筆を所有権移転されていますが、少し前にも●●●さんと●●●さんで所有権移転があったと思いますが、その一部でございます。

営農計画ですが、取得後は水稻を栽培される予定です。

農機具は、耕運機1台、トラクター1台、草刈機2台、軽トラック1を保有されています。田植機、コンバインは、共同利用です。

以上農地法第3条2項各号には、該当がないため、許可要件をすべて満たしています。以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 説明が終わりました。●●●地区の委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議 長 はい、●●●委員お願いします。

第11番 今事務局から説明があったとおりで、12月21日、●●●推進委員さん、事務局とで現地確認しました。●●●さんは昨年もお買われて、●●●の●●●と●●●の●●●に野菜を出荷されて、昨年かなり儲けておられます。●●●地区は、昔から地主さんが耕作していなくても、溝掃除、川掃除、草刈り等、出なくてはならないような決まりがありますので、その辺がなかなか地区外から来るのが大変だということで、●●●さんが小作でやっておられたので、どうでも買ってくださいということで、今回決まりました。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(質問、意見なし)

議 長 今言われた、草刈りとか溝掃除とかその3種類を地主がやるのですか。

第11番 そうです。地主さんが取り持ってやるのが、それがだんだんどうでも出来ないということです。

議 長 いい制度ですね。小作する人にとっては助かる。

第11番 いい制度かはわかりませんが、大変な慣習が残っています。

議 長 それでは採決いたします。第3項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、第3項は原案のとおり決定いたしました。

議 長 議案第2号「空き家に附属する農地の指定について」を議題に供します。第1項の説明をお願いします。



事務局            それでは議案第2号第1項について説明いたします。議案は5ページです。

(スクリーンに位置図を表示)

まず、議案につきましては、空き家に付随する農地の別段面積1アールに係る案件で、萩市空き家に付随する農地の別段面積基準に基づき指定を行うものです。

申請地は、●●●、地目は登記・現況とも畑、面積125㎡外4筆で、畑の面積が1,717.94㎡です。

申請人は、●●●の●●●さんです。

現地につきましては、1月13日に●●●地区担当の●●●委員さん、●●●推進委員さん、事務局で、現地調査を行いました。

申請地は、●●●から東へ約1.8kmの地点にあります。

場所でございますが、新道路と書いてありますが、●●●から●●●に抜ける新しい道路が出来ております。その道を上っていくのですが、上りはじめてしばらくしてこちらが●●●ですが、●●●を上っていく感じでございます。場所としましてはこちらに貯水タンクがありまして、そこから下って行って、●●●の山麓の山際を下りていくという道でございます。その道から入っていくと小道があって住宅があります。それに附属するといえますか、畑が1箇所、2箇所、3箇所、4箇所ございます。

空き家バンクに登録されていたことの確認書が添付されており、適用条件を満たしています。以上、ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長            説明が終わりました。●●●地区担当の委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議長            はい、●●●委員をお願いします。

第7番            この件につきまして、事務局の説明のとおり、1月13日に●●●推進委員、事務局と私で確認いたしました。これは説明があったとおり、空き家に附属する農地ですので、見た感じ、少し荒れている所もありましたが、この件で、都会のほうから夫婦で帰られてくるということで人口も増えて、農地もきれいになれば私も良いこと

だと思えます。審議のほど、よろしく申し上げます。以上です。

議長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。  
事務局、これは空き家バンクを介して買い手は決まっているわけですか。

事務局 はい。だいたい話は決めてらっしゃいます。●●●の方からです。

議長 何歳くらいですか。

事務局 ●●●歳くらいです。

議長 良いことですね。家はこの近所にあるのですか。

事務局 家はこの辺りです。

議長 家を挟んで畑があるのですね。

議長 他にございませんか。それでは採決いたします。議案第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、第1項は原案のとおり決定いたしました。

議長 議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について」を議題に供します。事務局は第1項の説明をお願いします。

事務局 議案第3号第1項についてご説明します。議案は7ページです。

(スクリーンに位置図を表示)

1月6日、●●●委員さん、●●●委員さん、●●●推進委員さん、●●●推進委員さん、事務局とで現地確認を行いました。

申請地は、●●●から南西へ1kmに位置する、公共投資の対象となっていない第2種農地です。●●●、地目は登記・現況とも田、面積168㎡です。転用者は、●●●さんで、貸付人は●●●の●

●●●さんです。

場所ですが、ここに●●●が通っていきまして、もう少しこちらに行くと●●●があります。そのとなりに●●●が流れていきまして申請地がこちらになります。

(スクリーンに分間図を表示)

転用目的ですが、●●●さんが所有する山林の立木の伐採搬出を、●●●へ依頼されて、その作業のために、申請地を●●●へ貸し付けて、木材の搬出道として利用するもので、適当です。

申請地がこちらで、その上の辺りが山林になっていきまして、その山林の木を切るためにこちらを道として使われるということです。

隣接農地の関係ですが、東側は道路、西側は山林、北側・南側は田に接しています。接している田は、全て貸付人の名義であるため適当です。

こちらが田になるのですが、北側がこちらになるので、この田んぼは今現在田というより畑として使われていて、両方とも●●●さんの名義です。

(スクリーンに配置図を表示)

用排水計画ですが、雨水は自然流下で道路側溝へ流し、汚水は発生せず適当です。

被害防除計画ですが、表土をはぎ、整地します。土砂等の流出のおそれはなく適当です。以上ご審議の程、よろしく願いいたします。

議 長 説明が終わりました。●●●地区担当の委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議 長 はい、●●●委員お願いします。

第17番 それでは説明をいたします。事務局から説明があったとおり、1月6日、農業委員2人、推進委員2人、事務局と事務局長、計6人で●●●が購入した山の木を出すところの審査をいたしました。この付近の山、田んぼなのですが現在は畑になっていますが、全部●●●さんが持っておられます。山林を切った木を車に積む所として

使用したいという、●●●という●●●の山林の業者です。そのことについては別に問題はありません。ですが、●●●が萩市にかなり入ってきて、あちこちに山をまとめて購入されております。その山林、7haと広い面積でありまして、あと植林をしていかない、木を切って搬出した後、荒地になっているような状況がずっと続いているという現状です。そういうこともある程度は、私たちも関心を持って、何かしていかないといけないと思います。説明を終わります。

議 長 ありがとうございます。今、●●●委員の方から、荒廃していく山林ということでしたが、伐採しようとしている山の樹種はなんですか。

事務局 木ですか。すみません。そこまでは把握しておりません。申し訳ございません。

第17番 杉です。それから雑木もあります。色々な木が交錯しております。全てチップにして、杉の良い木だけ用材と聞いています。

議 長 杉は植林されて、あとの雑木は自然林というところですね。今、●●●委員の言われた事は重要なことだと思います。農林の森林部等との連携というか、萩市のほうも最近では植林ということにもだいぶん普及しておるところですから、そういったことにも関心を持って欲しいと思います。

議 長 その他に質問はありませんか。  
それでは採決いたします。議案第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、第1項は原案のとおり決定いたしました。

議 長 次の第2項と第3項は関連がありますので、同時審議とします。事務局は説明をお願いします。

事務局 第2項についてご説明します。議案は7ページです。

(スクリーンに位置図を表示)

12月21日、●●●委員さん、●●●推進委員さん、●●●推進委員さん、事務局とで、現地確認を行いました。

申請地は、●●●から北東へ873mに位置する、●●●農業振興地域整備計画に定められた、農用区域内農地です。第2項は、●●●、地目は登記・現況とも田、面積54㎡外2筆で、合計で、536㎡です。転用者は、●●●さんで、譲渡人は●●●の●●●さんです。

第3項は、●●●、地目は登記・現況ともに田、面積40㎡です。転用者は、同じく●●●さんで、譲渡人は●●●の●●●さんです。●●●所有の●●●、●●●と一体利用します。一体利用地を含めた全体面積は、875㎡です。

場所ですが、●●●の近くですが、ここに●●●が通ってしまっていて、この辺りに●●●があります。ここに●●●がありまして、ここに●●●の●●●があつて申請地がこちらになります。ここが一体利用地になるのですが、今一体利用地が用悪水路になってしまっていて、この後ろに位置として用水路ということです。

(スクリーンに分間図を表示)

転用目的ですが、●●●に架かる農道橋が老朽化により通行不能になったため、迂回道として申請地に農道と水路を設置するものです。申請地は農用区域内農地ですが、農振法第8条第4項に規定する農用地利用計画において指定された用途に供するため、適当です。

ここに橋が架かっているのですが、この橋が老朽化で通れなくなるということで、ここが通れなくなるとこの辺りの農地に侵入できなくなるので、迂回路としてこちらに新しく道を作られるということです。今水路がこちら側についているのですが、新しく農道を作ってこちら側にある水路を逆側に移し変えて、ここの道と水路をつなぐためグレーチングをおいて対応されるということです。

隣接農地の関係ですが、東側・西側は水路と道路、北側・南側は田に接しています。接している田は、全て譲渡人の名義であるため、適当です。

(スクリーンに配置図を表示)

次に用排水計画ですが、雨水は自然流下で農業用排水路へ流し、汚水は発生せず適当です。

被害防除計画ですが、盛土を行い、傾斜をつけ、バラスを入れて整地します。また、法面には芝をはり保護します。土砂等の流出のおそれはなく適当です。こちらが高くなっているので、盛土をしてこちらから斜めに傾斜をつけて車が入れるようにするそうです。ご審議のほど、よろしくお願い致します。

議 長 説明が終わりました。●●●地区担当の委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議 長 はい、●●●委員をお願いします。

第11番 今事務局から説明があったとおりで、12月21日に現地調査を行っております。今の説明では少し足りなかったのですが、橋が架かっているというのが、誰がどういったかたちで橋を架けたのか調査しましたがはっきりしない状態で、多分●●●が工事をした時、パイプを埋めて仮橋を作った時ではないかと思うのですが、仮橋なのでアンカーなどしっかり入っていないのですが、それを地元の方が利用されていたという感じです。現在、橋が鉄筋等下がってきていますので、通れなかったで、田んぼは植えられていません。それで、下にぐるっと廻った道があるのですが、それを利用して家の上にずっと上がって、そこに道がついて田に下りるように今回設計した訳です。どうしても道が必要なために、地元と話をして用地を提供して、このようなかたちになりました。去年は道が通れないということで一年間遊んでいました。是非とも必要ですので、ご審議の程、よろしくお願いいたします。

(質問、意見なし)

議 長 それでは採決いたします。議案第2項3項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、第2項3項は原案のとおり決定いたしました。

(報告事案-1)

議長 議案第4号「農地法第4条第1項第9号の規定による届出について」を議題に供します。事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第4号をご説明いたします。議案は9ページです。

(スクリーンに位置図を表示)

申請地は●●●から西に1.3km、●●●、地目は登記・現況ともに畑、面積403㎡のうち24㎡を転用します。申請者は、●●●の●●●さんで、転用目的は農作業用の駐車場です。

場所ですが、ここに●●●の●●●がありまして、こちらの方に●●●が通っています。現地がこちらになります。今回転用目的は、農作業用の駐車場です。

申請地は、隣接する道路が防火水槽となっているため、駐車禁止となっており、農作業中に車を止めておける場所がなく、一部を農作業用の駐車場として利用したいとのことです。

申請地はこの部分が転用する部分で、この辺りで畑になっていて、ここが防火水槽になっていて、止められません。●●●の方からこられるのに車を駐車する場所がないということで、今回転用の申請が出ております。

隣接農地の関係ですが、申請地は、西側・北側は畑、東側は道路、南側は宅地と隣接しています。転用部分は道路と宅地に接しているため、周囲の営農に影響はありません。

用排水ですが、雨水は自然流下で道路側溝へ流入、汚水は発生しないので適当です。

被害防除については、整地のみ行います。土砂などの流出の恐れはなく適当です。以上、届出がありましたので報告します。

議長 説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議長 特に発言がないようですので、以上で議案第4号の報告は終了です。

(報告事案-2)

議長 議案第5号「農地法第18条第6項の規定による通知について」

を議題に供します。事務局は説明をお願いします。

事務局 議案第5号「農地法第18条第6項の規定による通知について」を説明します。議案は11ページです。  
第1項は、●●●、地目、登記・現況とも田、面積1,646㎡です。  
賃借人は●●●の●●●さん、賃貸人は●●●の●●●さんです。解約後は自己管理されます  
第2項ですが、●●●、地目、登記・現況とも田、面積2,965㎡、外1筆、合計、田の面積が、5,062㎡です。  
賃借人は●●●の●●●さん、賃貸人は●●●の●●●さんです。解約後は3条により賃借人が取得されます。以上で報告を終わります。

議長 説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。  
  
(発言なし)

議長 特に発言がないようですので、以上で議案第5号の報告は終わります。

### (報告事案-3)

議長 議案第6号「現況確認書の交付について」を議題に供します。事務局は説明をお願いします。

事務局 議案第6号「現況確認書の交付について」を説明します。議案は13ページです。

(スクリーンに位置図を表示)

1月6日、●●●委員さん、●●●推進委員さん、事務局とで現地確認を行いました。申請地は、●●●から南西へ2.5km。●●●、登記・地目は田、面積1,342㎡外8筆、合計で6,642.55㎡です。申請人は●●●の●●●さんです。

場所ですが、こちらに●●●が通っていきまして、●●●さんがある所を海側に廻りまして、ずっと行くと申請地があります。

申立てによると、申請地は20年ほど前から耕作されておらず、雑



草や灌木が生え、現在に至っているとのこと。

本調査によると、申請地には雑木が繁茂し、農地としての現況をとどめていないため非農地に認定したものです。以上報告を終わります。

議 長 説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議 長 特に発言がないようですので、以上で議案第6号の報告は終了します。

議 長 以上をもちまして、本日の議案の審議並びに報告事項は全て終了いたしました。これで、萩市農業委員会総会を閉会いたします。

午前10時20分 閉会

萩市農業委員会議事規則第14条第1項の規定により署名する。

令和3年1月19日

萩市農業委員会会長

片岡 兼雄

委員

吉村 剛

委員

鈴川 肇